

理事長 松井 敏浩

規程等新設について

平成 30 年 9 月 14 日の組合会において、下記の通り規程等の新設が承認されました。

記

1. 新設した規程等
 - ・ 特定不妊治療費補助金支給規程

以上

特定不妊治療費補助金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、大和証券グループ健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者および配偶者が特定不妊治療を受け費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、子供を産み育てていきたい夫婦の願いを支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金の支給を受けようとする者は、治療時に組合の被保険者と法律上の婚姻をしている夫婦でなければならない。

(補助対象となる治療)

第3条 組合が補助する特定不妊治療の対象は次のすべてを満たすものとする。

- 1 特定不妊治療（体外受精および顕微授精）以外の治療法では妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断されていること
- 2 都道府県・政令指定都市・中核都市において指定を受けた医療機関での治療
- 3 当該年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に治療が終了していること
- 4 次に掲げる治療法でないこと
 - ① 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による医療行為
 - ② 代理母（夫の精子を妻以外の子宮に医学的な方法で注入して、妊娠・出産してもらい、その子供を当該夫婦の子供とする）
 - ③ 借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、その第三者が妻の代わりに妊娠・出産する）
- 5 補助対象となる特定不妊治療のステージと1回の治療の考え方について、別表で定める（別表）

(補助金の支給限度額および回数)

第4条 補助金の額は、特定不妊治療の費用の8割（1回あたり上限15万円）とし、通算3回を限度とする。

- ① 自治体等の助成が受けられる場合は、自治体等の助成が優先。重複では補助しない。ただし、自治体等の助成金額が第3条で定める補助対象治療にかかる費用の8割よりも少ない場合には、その差額について補助の対象とする。
- ② 自治体の助成は通算3回の回数には含めない。ただし、上記①の差額補助

を受けた場合は回数に含める。

(支給申請手続)

第5条 補助金の申請は次のとおりとする。

1 治療が終了した年度内に、次の書類をそろえて組合に請求するものとする。

- ① 特定不妊治療費補助申請書
- ③ 特定不妊治療受診等証明書（指定医療機関で証明）
- ④ 院外処方の場合は調剤薬局発行の領収書
- ⑤ 夫婦であることの確認書類[戸籍謄本または住民票謄本（続柄記載のもの）]

2 治療が終了した年度末（3月31日）までに申請するものとする。ただし、1月1日から3月31日までに治療が終了したものは、6月30日までに申請を行う。

附則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。